



第4章

施策の展開



第4章 施策の展開

1 高齢者が自立と尊厳を保てる仕組みをつくる

(1) 地域包括ケアシステムの推進

本町においても今後、高齢化が急速に進行し、2025年（令和7年）には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります。また、独居高齢者や、高齢者のみで構成される世帯及び認知機能の低下がみられる高齢者も増加することが見込まれていることから、本町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう「地域包括ケアシステム」の充実・強化に向けた取組を段階的に進めています。

①地域包括ケアシステムの充実・強化

▼ 現状と課題

《介護と医療》

本町の第1号被保険者のうち要介護認定者の数は、令和2年9月末で963名となっています。認定者の多くは医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ方であり、地域で安心して暮らし続けていくためには、医療と介護が連携した体制の整備を推進するとともに、在宅ケアに携わる多職種の職員が円滑に連携を図ることが重要となります。本町では中部圏域各市町村との協働により、入退院連携・療養支援・看取り等について講演会や研修会を実施しており、顔の見える関係性の構築が図られてきています。

現在、コロナ禍のなかで、介護が必要な高齢者の在宅サービスの調整が難しいなどの課題が浮き彫りになっており、町内のみならず中部圏域における連携促進がこれまで以上に求められています。

また高齢者自身も、普段からの医療機関との関わり方や緊急時はもちろん、人生の最終段階を見据えた心構えを持つことが重要となります。

全国的な課題である介護人材不足は、近年、本町でも同様に課題となっており、介護サービス事業所では、利用希望者が増加しているにもかかわらず、介護人材不足のため新規利用者の受け入れが困難になったり、サービス提供回数を制限せざるを得ないなど、様々な課題が顕在化しています。

《生活支援》

高齢化の進展に伴い、買い物やゴミ捨て等、生活支援のニーズが今後も高まっていくことが予測されることから、早期に多様な主体による生活支援の提供体制を構築する必要があります。また本町では、少し手助けが必要になってきた高齢者やその家族が、自ら必要なサービスを利用できるよう、北谷町「みつばちてちょう（暮らしの便利帳）」^{※5}を作成し、自治会長、民生委員・児童委員、介護支援専門員（以下「ケアマネージャー」という）[☆]に配布しました。

社会福祉協議会ではコミュニティサポーター養成講座を開始し、町民同士で支え合う仕組みづくりに取り組み始めました。

今後は生活支援を提供する多様な主体の掘り起こしと、その多様な主体と生活支援を必要とする高齢者とのマッチングが課題となってきます。

また、令和元年度に開催したお宝発表会^{※6}と「いちまでいんちゃたんうてい」（以下「お宝冊子」という）の全戸配布によって、住民同士で支え合う気風づくりに取り組んでいるところですが、今後さらに、第一層協議体^{※7}等を活用し、民間企業や各団体の取組を通じた仕組みづくりを推進していく必要があります。

《相談支援体制》

生活困窮やひとり親世帯、引きこもり、8050 問題、孤立死等、複合的な課題を併せ持った高齢者に関わる相談が年々増えてきています。本町では、令和元年度から自立相談支援一次相談窓口の設置、障がい者相談支援事業相談員を福祉課内に設置できたため、連携しながら相談を行ってきました。

多岐にわたる高齢者の課題を解決するためには、保健衛生部署及び関連機関との連携強化が必要です。

※5 みつばちてちょう（暮らしの便利帳）

高齢者の皆さんが、北谷町で安心して楽しみながら自立した暮らしを続けていくために、少し手助けが必要な時に手に取ってもらえるよう、地域のいろいろな活動やサービス、相談窓口などをまとめて掲載した冊子です。

※6 お宝発表会

自分の好きな事や得意わざを生かせる集いの場を持っている、隣近所や集いの場の仲間としっかりつながっている、つながりのなかでお互いを見守り支え合っている、そんな「元気な先輩たち」の“暮らしのあり方”を「北谷町のお宝」と呼んでいます。町では、お宝とは何か、なぜ価値があるのか、見て知って認める、そしてその共感や憧れがささらにお宝を生み出す力になっていくよう、お宝にふさわしい人物や団体を表彰することにしています。表彰式に来られなかった方にも「北谷町のお宝」を知ってもらえるよう製作した冊子が「いちまでいんちゃたんうてい」です。

※7 第一層協議体

北谷町全体の高齢者福祉を考える場で、高齢者の生活課題把握、ニーズの把握と分析、地域福祉の担い手の発掘と育成を図る集まりです。

☆の付いた言葉は資料編に解説があります



《住まい》

高齢者の誰もが安全、快適に暮らしていくためには、地域における生活環境の整備を進めていくことが必要です。本町では高齢者からの住み替えの相談や、入居に際して保証人の確保が難しいなど、支援が困難な相談が増えています。

なお、転倒リスクの高い高齢者には、予防的観点から、町独自事業として北谷町高齢者住宅改修助成金交付事業を実施しています。毎年15件前後の実績で推移していますが、実際に助成した高齢者については要介護認定率が低かったことから、一定の効果があると考えられます。加えて、女性の新規介護認定理由に転倒・骨折が多かったことから、予防的に住環境を整備することが要介護リスクの軽減に繋がることを期待できるため、同事業には今後も継続して取り組む必要があります。

本町には2カ所の町営住宅があり、町営砂辺住宅については建替え工事を行い、高齢者が住みやすい間取りの住戸を整備しました。

また、町内には支援が必要な高齢者を対象とした入所施設もありますが、入所に係る相談が多くなっており、施設の整備について検討していく必要があります。

▼ 取組内容

➤ 介護と医療の連携促進及び情報発信

本町の医療・介護ニーズを把握しつつ、利用者のニーズに合ったより適切な医療・介護サービス提供体制の整備を推進していきます。また、多職種協働により医療・介護を切れ目なく提供していくために、研修会の開催等を継続し、地域の関係機関やケアマネージャーとの顔の見える関係づくりを推進し、効果的な連携体制の構築を図っていきます。

また高齢者やその家族が必要な医療・介護の情報を容易に入手できるよう、介護サービス情報公表システム^(※8)の活用や、在宅医療介護連携資源マップ^(※9)の周知を図り、もしもの時のために高齢者自身が希望する医療や介護を決定できるよう、普段からの「備え」について啓発します。

※8 介護サービス情報公表システム

国が介護サービス事業者で行われているサービス内容や提供状況等を調査し、客観的な情報をインターネット等で公表するシステムです。

※9 在宅医療介護連携資源マップ

地域の医療機関・介護事業所に関する情報をインターネットで提供することにより、地域住民や地域の医療・介護関係者の情報共有と活用を支援するシステムです。

➤ 介護人材の確保に向けた支援

町内介護事業所の介護人材不足を軽減するため、介護人材の確保に係る人材マッチングへの取組を企画・推進していきます。

➤ 高齢者の生活を支えるための仕組みづくりの推進

多様な主体により提供できる生活支援の内容と、支援が必要な方とのマッチング方法を検討するとともに、高齢者とその家族が必要なサービスを選択できるよう、「みつばちてちょう」の周知や ICT の活用も含めた生活支援の提供方法を検討していきます。また、民間事業者の参入を促進し、配食サービス等の暮らしを支えるサービスの充実も図ります。

高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、これまで本町が実施してきた福祉事業の見直しや、新たな事業の検討、生活支援コーディネーター^(※10)や就労的活動支援コーディネーター^(※11)の配置について、取組を進めていきます。

➤ 地域共生社会に向けた重層的相談支援体制の整備

複合的な課題を抱える世帯へ必要な支援ができるよう、分野を超えた部署横断的な仕組みづくりに取り組みます。

また、町による地域福祉計画及び社会福祉協議会による地域福祉活動計画を策定するなかで、双方の連携を密にした効果的な支援体制について協議します。

➤ 住まいへの支援

高齢者が在宅で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保に係る支援や相談先などに関する情報の提供方法周知に取り組みます。

また、要介護等認定を受けていない高齢者等を対象に、北谷町高齢者住宅改修助成金交付事業を継続していきます。

高齢者入所施設については、県や沖縄県介護保険広域連合と調整し施設の充実を図ります。

※10 生活支援コーディネーター

住民の皆さんが「高齢でも暮らしやすい地域づくり」に取り組むときに、役に立つ情報を提供したり、話し合いの場を設けたりして、後押しする人です。

※11 就労的活動支援コーディネーター

高齢者の活動の場を提供できる人や団体と、社会参加活動を行いたい人をマッチングすることで、役割を持った形で高齢者が社会参加できる場を増やす活動を担う人です。



②地域包括支援センターの機能強化

▼ 現状と課題

《地域包括支援センター》

高齢化率の上昇及び高齢者独居世帯の増加に伴い、老々介護やセルフネグレクト[☆]など対応困難な事例が増加することが予想され、問題も複雑化していることから、地域包括支援センター^(※12)においては、専門性の高い業務にも対応できる質の高い人材の継続的確保や、複合的な課題を持つ世帯を支援するためのスタッフの対応力強化など、組織体制の強化が必要となっています

《包括的・継続的ケアマネジメント^(※13) 支援》

平成 31 年度地域ネットワーク基盤強化促進事業（県モデル事業）を受託し、町内居宅介護支援事業所[☆]との連携強化に取り組んできました。その際、ケアマネージャーから、独居高齢者、認知症のある高齢者への対応のほか、高齢者自身又はその家族の精神状態が悪化している場合に、関連部署等と連携できる仕組みづくりが必要との声がありました。

また、障害福祉サービス受給者が 65 歳に到達すると、介護保険サービスが優先されることの周知や理解促進が課題となっています。

《地域ケア会議[☆]》

本町では、専門職からのアドバイスや地域資源情報の提供、そのマッチング方法についての検討を行う、自立支援型地域ケア個別会議（以下、個別会議という）を開催していますが、個別会議でアドバイスされた支援方法についてのフォローアップに取り組めていない状況があります。

今後は、個別会議で検討されたアドバイスがどのように活かされたかの確認や、個別会議を重ねることによる地域課題の抽出、さらには、本町の高齢者が安心して暮らし続けられるよう、民間企業の活用や新たな福祉サービスを検討していく必要があります。

※12 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすとともに、「自助」を促進し、「互助」を有効に活用し、「共助」とつなぎ合わせる役割を担っています。高齢者の保健・医療・福祉をつなぐ総合窓口として、住民からの様々な相談に対応しているほか、民間事業所の介護支援専門員が多様な生活課題を抱えた高齢者に、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう支援しています。

※13 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が地域で安全に安心して暮らせるように、高齢者が抱える複合的で多様な課題を、地域の様々な社会資源を活用して総合的に改善するとともに、時間や場所によって変化する高齢者の状態を踏まえ、適切な支援やサービスを組み合わせた、切れ目のない支援が有効に提供されるよう調整・管理することです。

▼ 取組内容

➤ 地域包括支援センターの機能強化

高齢者人口の増加やニーズの多様化に対応できるよう、地域包括支援センターの体制強化と他機関との連携促進を図るとともに、高齢者福祉分野だけでなく、障害福祉、保健分野など関連する各種法令や制度について勉強会を定期的に行うことで、スタッフの対応力向上を図ります。

➤ 包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた包括的・継続的ケアマネジメント力が向上するよう、ケアマネージャーへ研修会等を実施し支援していきます。

また、ケアマネージャーが支援困難と感じている対象者への対応方法や、65歳の年齢到達によって障害制度から介護保険制度に切り替わる際の利用者の不安を低減するため、介護保険制度の理解促進を図ります。

➤ 地域ケア会議の推進

地域ケア会議の中で検討された様々な支援策について、具体的に実践できるよう取り組みます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行など、対面による会議開催が難しい事態に備え、オンライン会議など ICT を活用した新しい連携方法を取り入れていきます。

(2) 認知症対策の推進

認知症又はその疑いのある高齢者の増加や社会的関心の高まりによって、本町においても認知症に関する相談が増えています。令和元年度新規要介護等認定者の介護が必要になった主な理由のうち最も多いものは「認知症または認知症の疑い」で、全体の約30%を占めています。

令和元年6月の認知症施策推進関係閣僚会議においても、「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症のある人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。」との、基本的な考え方が示されました。

認知症のある人が、できる限り地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、認知症施策推進大綱☆に沿った認知症対策を推進していきます。

①認知症対策の推進

認知症施策推進大綱の5つの柱

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

- 企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- 「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

② 予 防

- 高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- エビデンスの収集・普及 等

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- 早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- 家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援 社会参加支援

- 認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- 企業認証・表彰の仕組みの検討
- 社会参加活動等の推進 等

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- 薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

▼ 現状と課題

《認知症の理解及び支援者を増やす取組》

本町では、認知症に関する啓発のための映画上映会や、各区行政懇談会での認知症に関する説明等を行ってきました。また、お宝冊子の全戸配布により、住民へ事例を通した認知症への理解と周知に努めてきました。認知症サポーター☆養成講座については、小・中・高校、民間事業所、町議会、町立図書館職員等で実施、令和元年度には、北谷町キャラバンメイト連絡会（以下「連絡会」という）を発足し、主体的に講座内容の検討や教材の工夫にも取り組んだほか、生涯学習プラザとの連携による認知症に関する講習会の開催、町立図書館とアルツハイマーデーに合わせた図書の展示、公文書館との企画展等を実施してきました。

今後は、連絡会が主体的に活動しやすい体制を整備すること、高齢者が日常生活の中で身近に接することの多い、商店等を対象とした認知症サポーター養成講座の実施、地域のなかで認知症の方とその家族を支えるチームオレンジの創設に向けた支援、を行う必要があります。

また、今まで高齢者自身で行えていた様々な場面での手続き等が、認知症の発症に伴い困難になる方が増えていくことが予測されます。そのため、職員一人ひとりが認知症について理解を深め、庁内各々の部署で、本人や家族が戸惑わないよう支援できる体制の整備が必要となってきます。

《高齢期を迎える前からの取組》

認知症の予防については、高齢期を迎える前からの取組が重要となります。個別の案件については随時相談し保健部署と福祉部署の連携を図っていますが、生活習慣病予防が認知症予防につながることにについて、協働して広く周知する必要があります。

《認知症地域支援体制》

本町では、早期発見、早期治療につなぐことで、適切な医療や介護サービスを利用できるよう支援する認知症初期集中支援チーム☆の創設、認知症初期集中支援チーム検討委員会や認知症関連機関連絡会の開催、北谷町認知症高齢者見守りSOS ネットワーク事業、認知症あんしんガイド（北谷町認知症ケアパス☆、以下「ケアパス」という）の作成等に取り組み、民生委員・児童委員、自治会等、地域の高齢者に関わる機関へケアパスの配布を行いました。また、本町の認知症施策について、居宅介護支援事業所や関連機関連絡会で周知するなど、支援体制を強化するための体制整備にも取り組んできました。

認知症に関する相談は年々増加しています。病院受診やサービスの提供につなげることが困難な高齢者も増えてきています。今後は、健康な時期から認知症を予防するための知識の普及や、早期の相談がしやすい環境づくりに取り組む必要があります。



▼ 取組内容

➤ 認知症の理解及び支援者を増やす取組

認知症サポーターの養成に引き続き取り組み、認知症の正しい知識の普及、啓発に努め、特に、親の介護が必要となる介護者世代に、認知症についての理解や相談先の周知を行います。また、幅広い年齢層を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、地域の見守り支援の担い手を増やし、ひいては認知症の人やその家族を支援するチームオレンジの創設に向け取り組みます。

また、町民が広く利用するスーパーやコンビニエンスストア等の商業施設、介護保険事業者等、関係団体の協力のもと、地域の見守り体制の強化を図るとともに、各地域の状況を踏まえた様々な「通いの場」へ、認知症のある高齢者が気兼ねなく通えるよう、その気風づくりに取り組みます。

➤ 高齢期を迎える前からの取組

生活習慣病予防が認知症の発症を予防することや、かかりつけ医をもつことの重要性について等、高齢期を迎える前から持つべき意識や行動について周知を図り、本人・家族が早期に相談できる体制の整備を図ります。

➤ 認知症地域支援体制の強化

本人や家族への支援体制を強化するため、地域、医療機関（かかりつけ医や専門医）及び介護サービス事業所等との連携促進を図り、ICTを活用した見守り支援も含めた体制づくりに取り組みます。

また、「認知症初期集中支援チーム」の活動について普及啓発を行うことにより、認知症の疑いのある方や支援が困難な方を適切な医療や介護に繋げる仕組みづくりに取り組みます。また、ケアパスを活用し、高齢者やその家族が、医療・介護・生活支援サービス・相談機関・地域での支援等、認知症の状態に応じた適切なサービスを利用できるよう支援します。

➤ 各種行政サービスの充実

庁内で、認知症サポーター養成講座を実施するなど、認知症への理解を促すとともに、認知症のある高齢者の増加を見込み、必要な手続き等で本人や家族が戸惑うことのないような仕組みづくりに取り組みます。

(3) 互助機能の充実強化

本町では、自治会活動や小地域福祉活動、民生委員・児童委員などによる見守り活動、生涯学習プラザや老人福祉センター、老人クラブなどの活動を通じた生きがいがづくりに力を入れています。これからも、支え合い見守り合うことの大切さや、住民同士で気づき合い気かけあう気風を、大切にしていきます。

①地域のつながりの充実

▼ 現状と課題

《地域》

本町の各行政区には、自治会事務所を兼ねる公立公民館があり、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体など、様々な団体や個人が活躍し地域活動を行っています。

本町では、行政区毎に異なる課題や目標について年に3回程度、意見交換会を実施し、地域との協働による地域プラン☆を策定しています。各行政区では地域プランに基づくプロジェクトを推進しており、各区の地域課題に沿った見守りや支え合いの仕組みや、生活課題の解決に取り組むことができました。自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ等の関係者の間に、顔の見える関係が構築されたこともあり、互助機能の促進という側面も推進されてきています。また、お宝冊子を全戸配布することで、支え合い見守り合うことを見える化し、住民同士で気づき合い気かけあう気風の醸成にも取り組んでいます。その一方で、地域活動に新しく参加する方は増えておらず、同じ人が多くの活動や取組に参画せざるを得ない状況が続いています。

また、「社会参加アンケート」によると、自治会・公民館の活動に参加している人は約3割と少なく、参加する人をいかに増やすかが課題といえます。

《小地域福祉活動☆》

誰もが安心して心豊かに生活できるよう支援するため、小地域福祉活動団体によるミニデイサービス☆や、ふれあいサロン、友愛訪問☆といった活動が各行政区で実施されています。

ミニデイサービスについては、活動場所である公民館まで歩いて行くことが難しい高齢者の送迎支援という新たな取組を始めた地域や、ボランティアと参加者が一緒になって健康づくりや買い物支援に取り組み始めた地域もあり、住民同士の新たな支え合いが展開されてきています。

その一方で、小地域福祉活動団体に対しては、加齢や病気により地域活動へ参加することが難しくなった高齢者が、再び地域と関わりを持てるような取組を期待する声も聞かれます。また、小地域福祉活動の対象者が曖昧なため参加しづら



い地域、ボランティアの後継者育成や運営体制の在り方などに苦慮している地域もあります。今後は、活動内容の見直しや体制の強化等の検討が必要です。

《民生委員・児童委員》

民生委員・児童委員は、地域で一番身近な相談・支援のボランティアとして、高齢者の見守りや友愛訪問、小地域福祉活動支援などに積極的に取り組んでいます。民生委員・児童委員としての活動が、地域の他団体と重複しないよう配慮するなど、それぞれの役割に基づいた活動が展開されてきています。また、少子高齢化の進展や核家族化等により民生委員・児童委員に対する期待がますます大きくなっていくなかで、町や社会福祉協議会との連携強化を目的とした連絡会の開催や民生委員・児童委員同士での情報の共有及び課題解決の検討に取り組む専門委員会を設置するなど、より活動しやすい環境づくりにも取り組んでいます。

《老人クラブ☆》

老人クラブは、地域を基盤とする自主的な組織であり、高齢者同士の仲間づくりを通して、生きがいと健康づくりを進める活動や、地域を豊かにするボランティア活動などに、取り組んでいます。地域プランについても協働で策定し、会員による声かけや事業協力などによって、プラン推進の一翼を担っています。

しかし足下では、ヤングシニア☆の参加が進まず、老人クラブ会員の高齢化が進んでおり、実際に活動できる方が減少しています。また、活動者が限られている地域、新規会員数の減少、役員後継者の不足に悩む地域、活動資金の不足に悩む地域、など様々な問題から組織体制の強化が図れない単位老人クラブもあり、今後どのように会員を増やし、活動を維持していくかが課題となっています。

《敬老会》

敬老会は各地区で実施されていて、トーチ・カジマヤー授与が増えてきており、地域で高齢者を祝う大切な行事として定着しています。しかし、対象者の増加、地域行事の担い手の不足、会場収容数の制限など、新たな課題もでてきています。コロナ禍で敬老会の開催ができなかったことで、個々の高齢者宅を訪問し、日頃会うことのできない高齢者を把握することができた、との報告もありました。

《第一層協議体》

本町では、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加を図っていくことを目的に、商工会、民間企業、社会福祉法人等が参画し、第一層協議体を開催しています。地域で暮らし続けるためには、介護保険サービスのみならず、介護保険外サービス、互助による生活支援サービス等の活用を促進していく必要があります。

▼ 取組内容

➤ 地域で支えあう仕組みの構築推進

地域で支え合う仕組みづくりを継続するとともに、その活動の見える化について取り組みます。また、地域の身近な存在である民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを支援していきます。

➤ 地域プランの推進

関係団体をはじめとして、住民と地域における生活課題や目標を共有し、地域に合った取組を地域が主体となって取り組めるよう、「地域プラン」の策定・推進を支援していきます。

➤ 社会福祉協議会との連携強化

より効果的な小地域福祉活動の推進に向け、社会福祉協議会との連携を強化していきます。

➤ 行政区敬老会の強化

地域の高齢者を地域全体で支える仕組みづくりのきっかけとして、敬老会の実施等について支援を強化します。

➤ 老人クラブへの支援強化

ヤングシニアが取り組みたい活動のリサーチを含め、主体的に参加できる活動について支援していきます。老人クラブ活動が、介護予防・見守りあい・助け合いの活動にもなっていることを、老人クラブとともに周知し、より充実した地域活動に取り組めるよう、支援します。また、多様化するニーズに対応できるよう、地域に根差した互助機能の創設に対する支援を行います。

➤ 第一層協議体の活用

第一層協議体を活用し、多様な主体による生活支援サービスの充実を図ります。



②見守りネットワークの構築

▼ 現状と課題

本町では、見守りや声かけ等支援が必要な方が増えてきています。高齢者に限らず、体調不良の発信ができずに救急搬送となる方や孤立死に至った方もいます。

また、緊急通報システムやニライ救急カード[☆]への登録、民生委員・児童委員との連携による備えカードの配布等、を行ってきました。

社会福祉協議会が主催するネットワーク会議は、日頃気になる方の発見や、必要な支援につなぐための会議として実施されています。

民生委員・児童委員は、町から提供された単身世帯[☆]・高齢者のみ世帯名簿をもとに、小地域福祉活動団体や単位老人クラブによる友愛訪問との役割分担を行いながら訪問活動を行っています。なお、同居家族がいる場合でも家族自身が（引きこもり等で）支援が必要な方である場合もあり、支援を要する高齢者の実態把握には課題があるとの声があがっています。

また、近年セキュリティが強固なマンションが増えてきており、体調不良などの緊急時に迅速な対応や安否確認が困難な事例が増えてきています。

地域での気付きあいを増やすため、見守り活動への地域住民の参加を促し、見守りボランティアの育成等を図る取組が必要です。

▼ 取組内容

➤ 見守りネットワークの強化

地域住民や社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等の各団体と連携し、見守り機能を高め、高齢者自身やその周囲の方が発信できるよう支援します。

また、地域の高齢者同士が、日頃の活動のなかで見守りあう意識の醸成を図ります。

➤ 見守り機能の強化

ICT などを活用し、遠くに離れて暮らしている家族でも、高齢者の日々の生活を見守ることができる取組を推進します。

➤ 地域における対象者情報の把握

地域に住む支援が必要な高齢者の情報を、個人情報に配慮しつつ整備し、活用できる仕組みづくりに取り組みます。また、支援が必要な高齢者に対する見守りや声かけ運動等を、地域や社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等とともに取り組みます。

(4) 権利擁護の推進

高齢者のなかには、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題を解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等、人権、生活、健康などを守ることが困難な方がいます。地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援が重要となります。

①制度の普及

▼ 現状と課題

高齢者の人権・権利を守るため、成年後見制度☆や高齢者虐待防止について、広報による啓発やポスター掲示、居宅支援事業所へのパンフレットの配布や研修等を通じて、制度の周知を図ってきました。また、窓口で随時相談を行い、成年後見制度の利用促進に取り組んでいますが、その内容や対象者については、今後も継続して周知が必要です。

また、社会福祉協議会では、令和元年度より日常生活自立支援事業☆を実施していますが、その内容や対象者についても周知が必要です。

今後は、本町における権利擁護☆についての各施策を適切に運用促進していくことを目的として、成年後見制度利用促進法に基づく地域ネットワーク体制の創設と、成年後見に関する計画の策定に向け取り組む必要があります。

高齢者の相談内容によって、人権・行政無料法律相談や消費者生活相談、自立相談支援一次相談窓口等、適正な相談先へつなぐ支援を行っています。現状では、個別案件への対応に止まっており、各相談窓口の機能と役割について相談機関同士の情報共有も図られていないため、効果的な相互連携には至っていません。

本町に寄せられる消費者相談件数の約3割が、高齢者からの相談となっていることから、今後は更に高齢者自身やその身近な人が相談しやすいよう、相談先の周知が必要となっています。

▼ 取組内容

➤ 制度の普及

成年後見制度の普及啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、後見人支援等の強化を段階的に行うとともに、本事業の周知ならびに充実を図ります。

また、日常生活自立支援事業と成年後見制度を連動したものと捉え、それぞれの特性を活かして総合的な権利擁護支援を行えるよう、行政や関係機関との相互連携強化を進めていきます。



➤ 体制整備

成年後見制度利用促進法第 14 条に基づき、本町でも成年後見制度利用促進基本計画を策定するとともに、地域連携ネットワーク体制（中核機関ならびに協議会の設置等）の構築に取り組みます。

➤ 各相談機関との情報交換と連携体制の確立

高齢者からの多様化する相談に対し、効果的な支援が図れるよう、情報共有のあり方を模索し、各相談機関がそれぞれの強みを生かしつつ、連携して相談対応が図れる体制を構築します。

②高齢者虐待への対応

▼ 現状と課題

老老介護や認知症のある方への介護、多重介護など、家族介護者の抱える課題が多様化しています。高齢者虐待の多くの事例の背景には、高齢者を介護する家族等の身体的負担やストレス、認知症介護に関する知識や技術の不足、介護を支える協力者やサービスの不足など、さまざまな要因が混在しています。本町が受けた高齢者虐待の通報件数は、平成 29 年度 4 件、平成 30 年度 8 件、令和元年度 5 件でした。通報があった案件のうち、虐待を受けた高齢者の多くは認知症を患っている方で、同居家族からの虐待が大半を占めています。

本町では、ケアマネージャーや医療機関、介護事業所向けに高齢者虐待に関する研修会を実施、また通報があった場合の初動体制について研修を行いました。さらに虐待に至る前に対応できるよう、包括的・継続的ケアマネジメントについてケアマネージャーとの連携強化を図りました。

しかし、虐待通報の遅れ等により初動対応が難しい案件があり、虐待通報については今後更に周知を図っていく必要があります。

また、虐待としての通報のなかで、夫婦間の DV[☆]、障害・疾病を有する家族の症状悪化に伴う暴力等の案件については、関係部署・機関との情報の共有や対応の迅速性、各々の役割などについて連携していく必要があります。

介護施設における虐待については、養護者による虐待に比べて通報や相談は少ない状況にありますが、虐待発生の予防や虐待を早期に発見し対応するために、今後も介護施設等との連携を図る必要があります。

▼ 取組内容

➤ 虐待予防の推進

虐待の予防について、パンフレットの配布や研修会を開催し、普及啓発に取り組みます。また、高齢者本人や身近にいる人々が相談しやすいように相談窓口を周知し、ケアマネジャーとの連携により虐待を未然に防ぐよう、ケアマネジメント支援に取り組みます。

➤ 治療や支援を必要とする家族への支援

高齢者虐待の定義に当てはまらない、家庭内での暴力などの案件については、庁内各課との情報共有を図るとともに、保健所・福祉事務所・病院等関係機関や警察等との重層的な連携体制構築に努めます。

➤ 要介護施設従事者等による高齢者虐待対応の強化

虐待対応事務手順書等の整備を図り、要介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するための取組を強化するとともに、介護施設から相談しやすい体制づくりに努めていきます。



(5) 安全・安心の確保

近年、高齢者が関わる交通事故が多発していますが、本町においては狭小な生活道路も多く、町民全体として交通安全意識の醸成を図る必要があります。

また、災害や感染症から高齢者の安全を確保するため、普段から備えておくことについて啓発するとともに、支援を要する方を把握し、適切な支援を行う準備や連携体制を整えておく必要があります。

①防災・防火への取組

▼ 現状と課題

《情報伝達手段の整備》

本町では、避難情報などの災害情報を発信するために、災害の状況等に応じて、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、北谷町公式ホームページ及び公式 LINE、防災ラジオ☆、防災メール、報道機関など多様な媒体を活用しています。また、フリーダイヤルで防災行政無線を聞き直すことのできるサービスも開始しました。

近年、スマートフォン等を対象とした新たな情報伝達手段を試み始めましたが、それらを利用していない方に対し、いかに正確且つ迅速に情報を発信していくかが課題となります。

《避難行動要支援者情報》

避難行動要支援者☆情報の整備については、災害対策基本法及び北谷町地域防災計画に基づき要支援者名簿を取りまとめていますが、その活用については十分な検討ができていない状況です。

《防災・防火対策》

地区単位での自主防災組織（※14）は、11 自治会のうち9自治会で結成されており、自助・共助の意識の醸成が図られてきていますが、その構成員が高齢化しており、次世代の担い手の発掘が課題となっています。また、ニライ消防本部北谷消防署では、自治会や民生委員・児童委員と連携し、気になる独居高齢者宅について、毎年春の火災予防週間に訪問（住宅型火災警報器点検）を実施しています。

防災・防火は初動対応が非常に重要となりますが、東部地域等一部地域においては消防車両が侵入できない道路もあり、日頃からの防災・防火意識の向上（自助）と、近隣住民や地域との連携（共助）が必要です。

※14 自主防災組織

災害対策基本法において規定されている、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体です。

▼ 取組内容

➤ 情報伝達手段の整備

災害時の情報伝達として、防災行政無線や防災ラジオなど従来実施してきた手段と併せて、様々な情報伝達手段の検討・活用に取り組んでいきます。

また、高齢者については、広報ちゃたんが情報提供ツールとして有効であるため今後も活用しつつ、自治会に加入していない等、情報が届きにくい高齢者等へも情報が伝達できるよう、さらに様々な広報媒体の活用を検討していきます。

➤ 避難行動要支援者情報の活用促進

避難行動要支援者情報については、必要時に支援が必要な対象者がいち早く抽出できるよう、名簿情報の整備を推進します。

➤ 防災・防火対策の推進

津波及び土砂災害の警戒地域などに立地する民間介護施設では、今後、避難経路マップの作成等、高齢者への対応・地域との協力体制の構築を進める必要があるため、その作成や体制構築について支援していきます。

また、住宅用火災警報器の設置について、普及・啓発を推進し、防火上配慮を要する高齢者への効果的な防火指導を行っていきます。

高齢者が地域で安心して生活を継続していくため、日ごろから災害時に備えるよう自助意識の醸成を図っていくとともに、庁内各課においても北谷町防災情報システム等を活用し、把握している防災関連情報の共有を図っていきます。



②交通安全対策

▼ 現状と課題

《交通安全対策》

本町では、行政区ごとに交通安全指導員を配置し、交通安全指導を実施するとともに、多くのボランティアの協力による交通安全運動及び朝の街頭指導を行っています。交通安全指導員は高齢者が多い傾向にありますが、高齢者同士の交通意識の向上効果も期待されています。

《高齢者の運転》

全国において、高齢ドライバーによる交通事故の多発化が深刻な社会問題となっています。本町においても、自動車の運転に不安を感じる高齢者やその家族に対し、運転免許証の自主返納制度の利用が促進されるよう、相談体制と環境の整備が必要です。

《移動手段の確保》

高齢化社会を迎えるにあたり、徒歩での移動が困難な方や、運転免許証の自主返納等により新たな移動手段の確保が必要な方が増加することが予想されます。本町では平成29年度からコミュニティバス（以下「C-バス」という）を試験的に運行していますが、運行に関する要望や課題もあり、利用率の高い高齢者ニーズに合わせた見直しが検討されています。

買い物や通院、官公庁への移動のために車の利用が不可欠な高齢者も多く、安全で移動しやすいまちづくりが求められています。

▼ 取組内容

➤ 交通安全対策の充実

高齢化が進む中、高齢者が自ら交通安全への意識をしっかりと持ち、行動できるよう周知を図っていきます。

また、朝の交通安全街頭活動を高齢者の生きがいづくりの一環として、ひいては同活動を通じて高齢者同士の交通安全意識の醸成が図られるよう、支援していきます。

➤ 高齢者の運転についての相談体制の充実

心身機能及び認知機能の低下により運転技能が低下した高齢者が、自ら運転免許証の自主返納を検討できるよう、今後も運転免許証自主返納制度について、沖縄県警察と連携して周知していきます。

また、高齢者やその家族が運転に対して不安を感じた時に相談しやすいよう、#8080（シャープはればれ）等相談先の提供や、相談体制の整備を図ります。

➤ 移動手段の確保

運転免許証の自主返納に備え、高齢期を迎える前から公共交通機関の利用に慣れ親しめるよう、公共交通機関の利用促進について普及啓発を図ります。

また、C-バスにおいては、地域及び高齢者のニーズに沿った運営の改善が急務なため、デマンド型交通等さまざまな手段を検討していきます。



③感染症対策

▼ 現状と課題

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、国による「緊急事態宣言」が発令されるなど、健康被害に留まることなく、社会生活全般に甚大な影響を及ぼしています。新型コロナウイルス感染症に限らず、新型インフルエンザ感染症など周期的に発生する新興感染症は、基礎体力や免疫力が低下し始めている高齢者にとって、生命にかかわる重篤な症状を引き起こす可能性があります。また、感染症の予防対策のため外出を自粛すること等によりフレイル（生活不活発）☆状態を引き起こすなど、感染症にかかるだけでなく、そこから派生する行動の制限が、高齢者にとっては健康や生命に直結することとなり、高齢者を取り巻く環境にとっても大きな課題であることが明らかになりました。

その一方、普段からの各行政区の住民同士による見守りや、民生委員・児童委員による高齢者世帯への訪問活動などが、高齢者の支えとなり、また、気になる高齢者の把握につながるなど、感染症拡大という危機的な状況にも大きな役割を果たしていることも分かりました。

災害時と同様に、高齢者に対するサービスの提供が困難な状況になっても、いかに高齢者の生活と健康を守ることができるのか、高齢者自身を含む地域住民や地域の医療・介護事業者とともに、普段から備え、連携できる体制を構築しておく必要があります。

▼ 取組内容

➤ 自助・互助意識の醸成

地域住民が自らの健康の維持・管理が行えるよう、かかりつけ医をもつことの重要性の啓発、フレイル予防のための運動など健康行動を自らとれる環境の整備、普段から住民同士がつながりを持つことの大切さについての啓発、などを通じて自助・互助意識の醸成を図ります。

➤ 関係機関との連携促進

感染症の発生時において、行政、医療機関、介護事業者、そして、地域住民が、それぞれの立場から感染症の予防及び拡大の防止に向け行動できるよう、関係機関と連携し、必要な対策を講じていきます。

高齢者施設等においては、通常の衛生管理に加え、感染症等に係る計画の策定や発生を想定した訓練等の実施、必要な物資の備蓄・調達状況、他の施設等との連携、介護人材の確保等、定期的に点検を行い、感染症対策の維持強化を図ることができるよう支援します。

(6) 「備え」の促進

今後、同居家族による手助けが期待できない、単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加することが見込まれるなか、人生 100 年時代[☆]を見据え、安心して暮らしていくためには、自ら高齢期に向けた備えに積極的に取り組むことが、ますます重要となってきます。これからは、高齢期を迎える前から、自分の理想とする高齢期をイメージし、健康づくりや介護・医療が必要になったときの生活、そして人生の最終段階のあり方等を、様々な選択肢の中から自ら選び、家族も含め備えていくことが求められています。

▼ 現状と課題

本町では、支援が必要な高齢者やその家族が、自ら選択しサービスを利用していくためのツールとして、「みつばちてちょう」を作成しました。高齢者を支援する民生委員・児童委員やケアマネージャーにも配布し、少しずつですが、「みつばちてちょう」を利用してサービスの利用を開始した方も増えてきました。しかし、地域全体で支えていくためにはまだ生活支援の資源が少ない状況にあり、多様な主体、特に民間事業者の参画をどう推進していくかが課題となります。

また、本町では、終活に関する講演会やセミナーを開催し、高齢期に向けた備えのためのきっかけづくりとして「終活ノート」を配布し、町民の意識の醸成を図ってきました。

本町においては、見守りあいや支えあいの大切さ、高齢者が自分自身で楽しみながら活動することで地域の方とつながっていることなどが「地域のお宝」として認知されるよう取組を行ってきています。高齢期を迎えて、突然地域とのかかわりが形成されるわけではないため、高齢期を迎える前から地域行事や活動に参加し、身近な人と協力し合う関係を生み出せるよう、そのきっかけづくりや促しが必要となってきます。

また、本町では、独居高齢者や県外からの移住者が増えるなか、行政手続きが困難になった際の対応、体調不良時に周囲が気づけない方、孤立死、身寄りのない方の墓地埋葬に関する事、などの相談が増えてくることが予測されます。そのため、それらの相談への対応方法や体制を整備していくことが必要となっています。

▼ 取組内容

➤ 備える意識の醸成

地域のなかで安心して生活を継続するためには、高齢者自身やその家族が、日頃から高齢期に向けて備える、自助意識の醸成が重要です。体調の急変時などに離れた親族へ連絡するための「備えカード」を、民生委員・児童委員が直接訪問し記入しながら普及啓発していくことで、地域に密着した自助の促進を図ります。また、「備え」に関する意識啓発の一貫として、終活に関する講演会の開催や、終活ノートの配布と活用等の取組を推進します。

「備えカード」

備えカード			
●ご自分のことを記入してください。			
フリガナ 氏 名			
生年月日	年	月	日
●私の緊急連絡先は			
連絡順	名前	関係	電話番号
1			
2			
3			
●困ったときの相談先			
総合相談：北谷町地域包括支援センター		936-1234	
生活全般・福祉：北谷町社会福祉協議会		936-2940	
健康のこと：北谷町保健相談センター		936-4336	

「終活ノート」



➤ 高齢期を迎える前から「備え」ができる仕組みづくり

幅広い世代が同時に関われる地域における行事・団体活動への参加の重要性を啓発するとともに、仲間づくりや連帯感を形成することで、気に「かけあい」「たすけあい」ができる土壌を醸成していきます。

➤ 支援体制の整備

高齢者が安心して暮らし続けられるようにするため、行政手続きが困難になった際にも高齢者本人やその家族が戸惑わないよう、庁内各部署における支援方法について検討します。また、高齢者の生活支援を行える民間事業者の参画を促すための取組を推進します。